

参 考 资 料

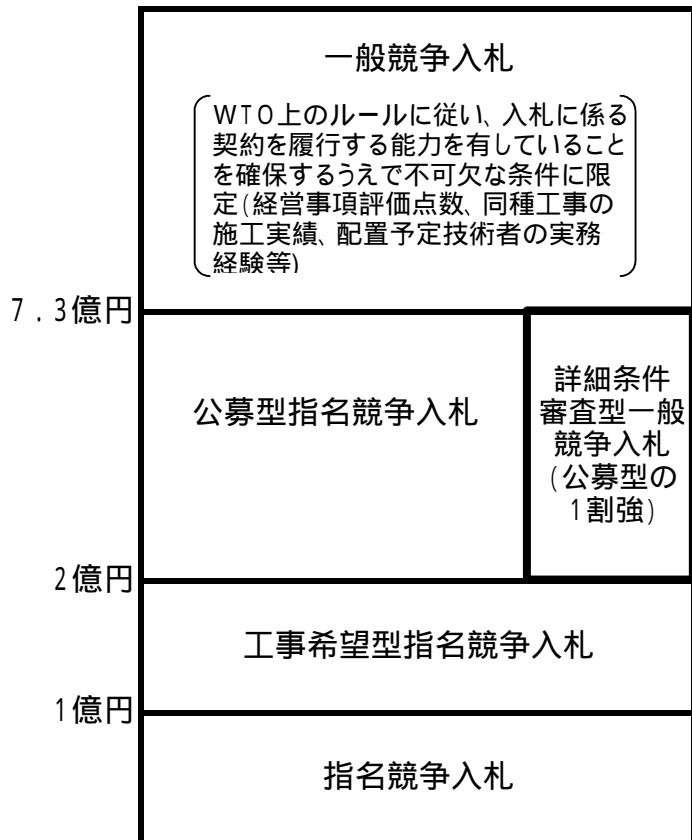
一般競争方式の拡大

7.3億円以上の工事から2億円以上の工事へ大幅に拡大。

- ・全体：金額ベースで27% 57%(概ね2倍)、件数ベースで2.3% 15%(概ね8倍)
- ・一般土木：金額ベースで30% 59%(概ね2倍)、件数ベースで2.9% 20%(概ね7倍)
- ・鋼橋上部：金額ベースで54% 89%(概ね2倍)、件数ベースで16% 54%(概ね3倍)

これにより、一般競争の対象企業がこれまでほぼAランク企業に限られていた状況から、B・Cランクの企業にまで拡大。

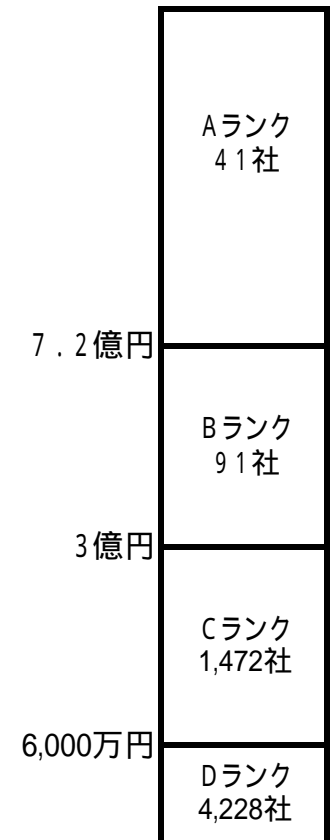
(現 行)



(改 正)



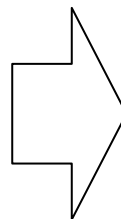
一般土木
(関東地方整備局例)



一般競争入札拡大(見込み)

[現 行 (7億3,000万円以上)]

		割 合	
全 体	件 数	294 件	2.3%
	金 額	4,264 億円	27.2%
一般土木	件 数	111 件	2.9%
	金 額	2,010 億円	30.1%
鋼橋上部	件 数	41 件	15.8%
	金 額	578 億円	54.4%



[改正後(2億円以上)]

		割 合	
全 体	件 数	2,004 件	15.4%
	金 額	8,894 億円	56.8%
一般土木	件 数	775 件	20.3%
	金 額	3,968 億円	59.4%
鋼橋上部	件 数	141 件	54.4%
	金 額	947 億円	89.1%

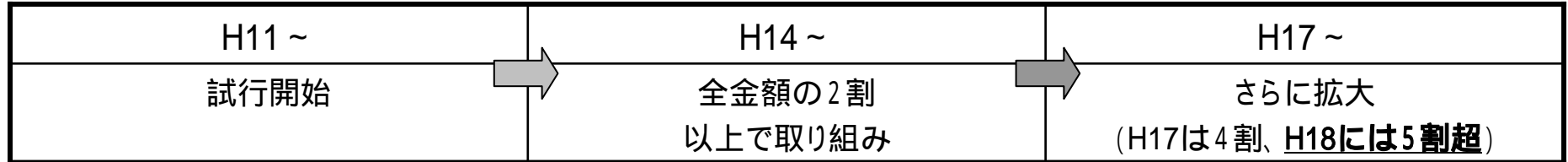
随意契約を除く。

(注)平成15年度地方整備局実績による試算

総合評価方式の拡大と充実

適用する工事の拡大:平成18年度には5割超(金額ベース)まで拡大

価格のみによらず、工期、機能、安全性などの価格以外の要素を含めて総合的な価値による競争を促進することにより、談合等の不正防止が期待されるとともに、機能・品質の向上が見込まれる。



評価項目の充実

性能発注や、詳細設計と工事をあわせて発注し、構造物の本体に対する技術提案を可能とすること等により、技術提案の範囲を拡大

より本質的な技術競争の促進

(例えば、鋼構造・コンクリート構造といった異ジャンル間の競争も可能)

技術評価割合を拡大

優れた技術提案が活かされやすい競争の実現

(最安値で入札さえすれば落札できるといった状況を少なくする)

透明性の向上

高度な内容の技術提案の評価を行う場合等必要に応じ、外部の有識者を加えた総合評価審査委員会(仮称)による審査を実施する。

入札契約の過程に対する監視の強化

チェック方法の改善・強化

- ・入札執行段階でのチェックの拡充・強化
- ・新たに、事後的・統計的チェックを導入

チェック体制の強化

- ・本省に「公正入札審議委員会(仮称)」を設置

誓約書提出に当たっての企業側の責任ある
対応を求める

本省()

「公正入札審議委員会(仮称)」の設置

- ・外部の有識者で構成し、談合疑義案件を審議
- ・入札結果の事後的・統計的分析(一般土木(A・B)、橋梁等)

現在は、個々の入札に関する
指導のみを担当職員が実施

地方整備局等

入札執行段階でのチェックの拡充・強化

- ・工事費内訳書の点検の詳細化
- ・再度入札の際の入札金額の順位変動の監視
- 入札監視委員会による事後的チェックの拡充・強化()
- ・鋼橋上部工事案件を必ず抽出
- ・入札結果の事後的・統計的分析(一般土木(B~D)、維持
修繕等)

現在は、無作為に抽出された個々の入札過程の審査のみを実施

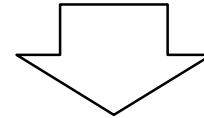
入札業者

誓約書提出に当たっての責任
ある対応(社内コンプライアンス
委員会への諮問等)

大規模・組織的な談合に対する指名停止措置・違約金特約条項の強化

発注者としてペナルティ強化のため、平成15年6月に導入した違約金特約条項及び同年9月に強化した指名停止基準を、更に強化。

	指名停止措置	違約金
現行	3～12ヵ月 (注)現行ルール上も、極めて悪質な事由、極めて重大な結果を生じさせた場合には、運用上、2倍まで延長可能としているが、「悪質な事由」等の具体的な内容は明示されておらず、また、「24ヵ月」という期間も明示されておらず、これまで12ヵ月を超えて指名停止を行った実績も全くない。	10%(一律)



改正	大規模・組織的な談合であって刑事告発等がなされた場合で、特に、司法手続等において主犯格であることが明らかになった場合や、誓約書の提出があつたにもかかわらず違反行為が明らかになった場合、10年以内の入札談合の再犯である場合等、違反企業ごとの事情に照らし、悪質性が際立っている場合	
	最大24ヵ月とすることをルール上明確化	現行の10%の違約金特約条項に上乗せして、5%の違約金(合計15%)を徴収

再就職・早期退職慣行の見直しについて

1

重大な法令違反に関与した企業への再就職の自粛

鋼橋工事に係る談合事案に関与した企業への再就職について、当該企業のコンプライアンスが確立したと認められるまでの間、退職後の年数を問わず自粛

問題企業との間のケジメ

退職後2年間
承認基準に合致していれば再就職OK
退職後2年超はフリー

退職後の期間を問わない(2年超も対象)
問題企業への再就職は全てNO

2

直轄工事受注企業への幹部職員の再就職の自粛

枢要ポストに在職した職員は、国土交通省発注の公共工事受注企業への再就職を自粛

談合と再就職との関連性について無用の疑念を避ける

退職後2年間
承認基準に合致していれば再就職OK
退職後2年超はフリー

退職後5年間
公共工事受注企業への再就職は全てNO

3

早期退職慣行の是正

本省幹部のみならず、地方整備局の勧奨退職年齢の引き上げ等を実施

再就職者数の抑制 = 公務に長く従事できる環境の整備

地方整備局の平均
勧奨退職年齢
約56歳

新規採用を出来るだけ抑制
人事管理上支障が生じる限界
までの取り組みを実施

概ね5年間で
約58歳へ引上げ

参考： 現行の営利企業への再就職ルール

・私企業からの隔離 - 国家公務員法(第103条) -

離職後2年間は、離職前5年間に在職していた国の機関等と密接な関係にある営利企業に就職することが禁止される。
規定に違反して営利企業に就職した者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
但し、人事院規則の定めるところにより、人事院等の承認を受けた場合には、就職が認められる。

・就職が原則禁止される「密接な関係にある」営利企業とは <人事院通知>

許認可など法令等に基づく行政上の権限の対象となる企業
一定額以上の契約関係のある企業(職員の離職前5年間の各年度のいずれかの年度で2000万円以上)
行政指導の対象とされている企業
親会社が ~ のいずれかに該当する企業
~ と同様の事情にあると認められる企業

・再就職の承認について

1. 承認権者 <人事院規則14-4>

人事院承認 = 指定職、行(一)10G以上の者等
国土交通大臣承認 = 上記以外の者

2. 承認基準 <人事院規則14-4>

(1) 下記の ~ のいずれにも該当しないこと

(2) かつ、当該営利企業への就職により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められること

離職前5年間に、就職しようとする企業に対して行政権限(許認可等)の行使に携わるポストに在職していた場合

離職前5年間に、局長、官房長等の職にあった者が、事業の免許、事業計画の認可の権限等により、当該省庁が、企業運営に重大な影響を及ぼし得る関係(特定行政権限関係)にある企業に就職する場合

に該当しない職員が、特定行政権限関係のある営利企業の役員に就職する場合

離職前5年間に、当該営利企業との間で、契約業務(一定額以上)に携わった職員がその企業に就職する場合

職員の在職機関と当該営利企業との間の離職前5年間における契約額が、当該企業の売上高等全体の25%以上となる企業へ就職する場合

就職しようとするポストの職務に、在職機関に対する許認可・契約の折衝等の業務が含まれている場合